

株 主 各 位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 丸 満

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社の創業者で代表取締役であった堀地速男が、平成28年 6 月27日に逝去いたしました。株主の皆様には、生前のご厚誼に対し深く感謝申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年 8 月 3 日（水曜日）午後 6 時までに到着するようご返送賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 8 月 4 日（木曜日）午前10時（午前 9 時受付開始）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2－1
幕張メッセ国際会議場 2階 コンベンションホールB
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 第39期（平成27年 5 月16日から平成28年 5 月15日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 取締役 6 名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.choushimaru.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成27年5月16日から
平成28年5月15日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、穏やかな回復基調で推移したものの、生活物価の上昇等により、消費者の生活防衛意識が高まりを見せている等、景気は足踏み状態で推移いたしました。

外食産業におきましては、「価格重視と付加価値重視の二極化傾向」と「他業種他業態との顧客獲得競争」が一層強まるとともに、原材料や人件費といった主要コストは引き続き増加傾向にあり、経営環境は厳しい状態が続いております。

このような状況において、「私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」の経営理念のもと、「お客様に愛される店舗づくり」の実現に向けて商品開発、接客サービス、清潔感等の一層の充実による当社ならではの商品価値のご提供と、独自性の確立を重点施策として、全社一丸となって取り組んでまいりました。

販売促進につきましては、希少価値の高いプレミアム本まぐろに代表される、当社の主力食材である「まぐろ」にこだわったイベントメニューの充実をはじめ、「九州フェア」等の産地直送イベントに注力するとともに、銚子丸らしい「高品質」かつ時節の「旬」な食材による継続的なイベントを開催しました。

人材育成につきましては、銚子丸の新たな取り組みとして、従業員のやる気を高め、活気あふれる店舗づくりのために、より実践的なプログラムによる「職種別・階層別研修」に加えて技術習得に特化した「自主的勉強会」を継続的に開催しました。

店舗開発につきましては、杉並宮前店（平成27年6月）、武蔵小杉店（平成27年7月）、松戸岩瀬店（平成27年8月）、東大和店（平成28年3月）及び南千住店（平成28年4月）の5店舗を新規に出店した結果、当事業年度末の店舗数は92店舗になりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は197億30百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は9億10百万円（同18.2%減）、経常利益9億74百万円（同15.1%減）、当期純利益は5億13百万円（同19.9%減）となり、増収減益となりました。

（注） 金額に消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計5店舗）の内装設備等	3億81百万円
改装店舗（計8店舗）の内装設備等	1億59百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (平成25年 5 月期)	第 37 期 (平成26年 5 月期)	第 38 期 (平成27年 5 月期)	第 39 期 (当事業年度) (平成28年 5 月期)
売 上 高 (千円)	17,969,220	18,345,967	19,086,383	19,730,555
経 常 利 益 (千円)	972,226	1,164,755	1,148,220	974,721
当 期 純 利 益 (千円)	551,473	606,585	641,214	513,765
1株当たり当期純利益 (円)	189.95	208.93	220.86	182.96
総 資 産 (千円)	7,832,566	8,339,980	9,342,144	8,906,067
純 資 産 (千円)	4,823,042	5,351,147	5,914,074	5,603,634
1株当たり純資産額 (円)	1,661.23	1,843.14	2,037.04	2,053.93

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業におきましては、消費者の節約志向、仕入れコストの増加傾向、人材不足や人件費の上昇等、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社は経営理念であります「私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」を徹底し、企業体質の一層の強化と、商品のレベルアップ、お客様への「おもてなし」の充実を図るため、当社の対処すべき課題として以下の項目を中心に組み組んでまいります。

① 新規出店の推進

当社は従来のロードサイドを中心としたドミナント戦略に加え、商業施設内、駅前・駅中、地下街等の繁華街立地も視野に入れた出店候補地を開拓してまいります。

平成28年4月に駅前立地に新規出店した南千住店は、連日の盛況を維持しており、この成功事例を新たな出店候補地選定基準に加えたドミナント戦略を踏襲し、1都3県での地域拡大と店舗空白地帯をターゲットに、堅実的な新規出店を推進してまいります。

② 人財確保と育成強化

即戦力となる寿司職人の経験者を対象とした中途採用者の募集地域を、従来の1都3県中心から1都6県に拡大し、積極的なリクルート活動を展開するとともに、特に留学生をターゲットとした外国人の活用と育成強化により、都市部を中心とした人材不足および、今後ますます増大が予想されるインバウンドに対応してまいります。

また、優れた技術と経験を有するパートタイマーの正社員化制度の導入に取り

組み、雇用条件等の改善により、特に女性パートタイマーの定着率向上を図ります。

③ ブランド強化政策

お客様の求める価値感が、価格重視と付加価値重視に二極化する傾向が強まる中、「お客様の期待を超える価値ある商品」と「お客様が満足される納得の価格」を実現するために、『お客様の声』を迅速・的確に捉えた商品開発に努めてまいります。

当社は長年にわたる生産者との信頼関係により、厳選した食材を、鮮度そのままに確保する極めて強力な調達力を持っております。今後も、既存食材の安定調達を目指すとともに、産地直送食材を一層充実させ、「品質」と「鮮度」において他社との圧倒的な差別化を図ってまいります。

以上の取り組みにより、当社の商品およびサービスの高度化を図り、強固な経営基盤の確立と企業価値の増大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年5月15日現在）

当社は、同業他社の低価格均一回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを複数価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」の店名にて直営店のみによる多店舗展開を行っております。

また、事業の多角化と、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させ、企業価値向上を図ることを目的として、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」を運営しております。

(6) 主要な営業所（平成28年5月15日現在）

《千葉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉県美浜区	すし 銚子丸 八 柱 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 浦 安 店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 鎌ヶ谷 店	千葉県鎌ヶ谷市
すし 銚子丸 横 芝 店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 栗 田 台 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 成 田 店	千葉県成田市
すし 銚子丸 八 街 店	千葉県八街市	すし 銚子丸 志 津 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 市 川 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 新 松 戸 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 宮 野 木 店	千葉県花見川区	すし 銚子丸 南 柏 店	千葉県柏市
すし 銚子丸 高 洲 店	千葉県美浜区	すし 銚子丸 東 金 店	千葉県東金市
すし 銚子丸 行 徳 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 佐 倉 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 東 寺 山 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 市 原 店	千葉県市原市
すし 銚子丸 桜 木 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 茂 原 店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 西 船 橋 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 木 更 津 店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 大 和 田 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 南 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 蘇 我 店	千葉市中央区	すし 銚子丸 富 里 店	千葉県富里市
すし 銚子丸 柏 店	千葉県柏市	すし 銚子丸 酒々井プレミアム・アウトレット店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 八 千 代 店	千葉県八千代市	すし 銚子丸 千葉ニュータウン店	千葉県印西市
すし 銚子丸 北 習 志 野 店	千葉県船橋市	百 萬 石 幸 町 店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 千葉 駅前 店	千葉市中央区	すし 銚子丸 松 戸 岩 瀬 店	千葉県松戸市

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 保 木 間 店	東京都足立区	すし 銚子丸 経 堂 店	東京都世田谷区
すし 銚子丸 高 島 平 店	東京都板橋区	すし 銚子丸 み ず え 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 光 が 丘 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 南 小 岩 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 豊 玉 南 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 東 葛 西 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 大 泉 インター 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 竹 の 塚 店	東京都足立区
すし 銚子丸 亀 戸 店	東京都江東区	すし 銚子丸 立 石 店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 綾 瀬 店	東京都足立区	すし 銚子丸 赤 羽 店	東京都北区
すし 銚子丸 板 橋 東 新 町 店	東京都板橋区	すし 銚子丸 四 つ 木 店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 南 大 泉 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 西 新 井 店	東京都足立区
すし 銚子丸 花 小 金 井 店	東京都小平市	すし 銚子丸 宇 喜 田 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 三 鷹 店	東京都三鷹市	すし 銚子丸 日 野 店	東京都八王子市
すし 銚子丸 町 田 店	東京都町田市	すし 銚子丸 武 蔵 小 金 井 店	東京都小金井市
すし 銚子丸 多 摩 ニュータウン 店	東京都八王子市	すし 銚子丸 三 鷹 新 川 店	東京都三鷹市
すし 銚子丸 立 川 店	東京都立川市	百 萬 石 新 小 岩 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 八 王 子 店	東京都八王子市	すし 銚子丸 杉 並 宮 前 店	東京都杉並区
すし 銚子丸 大 井 店	東京都品川区	すし 銚子丸 東 大 和 店	東京都東大和市
すし 銚子丸 調 布 店	東京都調布市	すし 銚子丸 南 千 住 店	東京都荒川区

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 南越谷店	埼玉県越谷市	すし 銚子丸 浦和美園店	さいたま市緑区
すし 銚子丸 川口新郷店	埼玉県川口市	すし 銚子丸 草加店	埼玉県草加市
すし 銚子丸 ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし 銚子丸 上福岡店	埼玉県ふじみ野市
すし 銚子丸 浦和木崎店	さいたま市浦和区	すし 銚子丸 南浦和店	さいたま市南区
すし 銚子丸 東大宮店	さいたま市見沼区	すし 銚子丸 上尾店	埼玉県上尾市
すし 銚子丸 北浦和店	さいたま市中央区	すし 銚子丸 所沢店	埼玉県所沢市
すし 銚子丸 宮原店	さいたま市北区	すし 銚子丸 川口店	埼玉県川口市
すし 銚子丸 春日部店	埼玉県春日部市	すし 銚子丸 川越店	埼玉県川越市

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 西橋本店	相模原市緑区	すし 銚子丸 あざみ野店	横浜市青葉区
すし 銚子丸 宮前平店	川崎市宮前区	すし 銚子丸 川崎中原店	川崎市中原区
すし 銚子丸 横浜都筑店	横浜市都筑区	すし 銚子丸 武蔵小杉店	川崎市中原区
すし 銚子丸 日吉店	横浜市港北区		

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の5店舗であります。

すし銚子丸杉並宮前店 すし銚子丸武蔵小杉店 すし銚子丸松戸岩瀬店
すし銚子丸東大和店 すし銚子丸南千住店

(7) 使用人の状況（平成28年5月15日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
462 (1,217) 名	△6 (49) 名	40.0歳	6.07年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年5月15日現在）

借 入 先	借 入 額 (千円)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	60,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	48,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	42,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年5月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,903,600株（自己株式175,356株を含む。）
 (3) 株 主 数 6,130名（前事業年度末比3名減）
 (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 オ ー ル ・ エ ム	784,000	28.7
堀 地 か な え	360,000	13.2
堀 地 ヒ ロ 子	285,160	10.5
堀 地 速 男	199,440	7.3
堀 地 元	48,000	1.8
銚 子 丸 社 員 持 株 会	30,900	1.1
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	9,325	0.3
PARSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP	3,500	0.1
布 施 栄 一 郎	2,500	0.1
J.P. MORGAN CLEARING CORP-CLEARING	1,775	0.1

（注）持株比率は、自己株式（175,356株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年5月15日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ファウンダー	堀 地 速 男	(有)オール・エム 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	石 田 満	
取 締 役 会 長	堀 地 ヒ ロ 子	(有)オール・エム 取締役
常 務 取 締 役	堀 地 元	
取 締 役	本 村 公 弘	商品部長
取 締 役	大 島 有 紀 子	大島有紀子法律事務所 所長
取 締 役	松 戸 栄 三	環境整備部長
常 勤 監 査 役	山 口 忠 則	
監 査 役	中 嶋 克 久	㈱ブルータス・コンサルティング 代表取締役 公認会計士中嶋克久事務所 所長
監 査 役	守 屋 達 雄	㈱プロジェクト 常務取締役 社会保険労務士法人プロジェクト 代表社員 ㈱ラムラ 社外取締役

- (注) 1. 取締役大島有紀子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山口忠則氏、監査役中嶋克久氏及び監査役守屋達雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役中嶋克久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、中嶋克久氏及び守屋達雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	202,200 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,200 (10,200)
合 計	10 (4)	212,400 (12,600)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成16年8月10日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長を兼務しております。
なお、当社は大島有紀子法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中嶋克久氏は、株式会社ブルータス・コンサルティングの代表取締役、公認会計士中嶋克久事務所の所長を兼務しております。なお、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング、公認会計士中嶋克久事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役守屋達雄氏は、社会保険労務士法人プロジェクトの代表社員、株式会社プロジェクトの常務取締役並びに株式会社ラムラの社外取締役を兼務しております。なお、当社は社会保険労務士法人プロジェクト、株式会社プロジェクト、並びに株式会社ラムラとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
大島有紀子	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には18回中18回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な発言をしております。
山口 忠則	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には18回中17回、また監査役会には17回中16回出席し、長年行政に携わった経験と知識から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言をしております。
中嶋 克久	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には18回中17回、また監査役会には17回中16回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な指摘、意見を述べております。
守屋 達雄	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には18回中18回、また監査役会には17回中16回出席し、主に社会保険労務士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額

20,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人の報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,200千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程・経営理念等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び総合組織規程その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- ・ コンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンスマニュアル」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- ・ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
- ・ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- ・ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を文書管理規程、情報システム管理規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
- ・ 上記の文書等は取締役又は監査役が常時、閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理マニュアル」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては情報システム管理規程及び個人情報保護規程の定めるところに従い管理するものとする。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役、監査役及び部長が出席する経営会議を原則毎月 1 回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については総合組織規程・稟議規程において各役職者の権限及び責任と執行手続の詳細を定め明確化を図ることとする。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役は、当社の使用人から監査役補助者の任命を求めることができるものとする。監査役補助者の人事異動及び評価については監査役の意見を尊重するものとする。
- ・ 監査役補助者は、監査役と協議のうえ定める期間中、当社の業務執行に係わる役職を兼務しないものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査役に報告するものとする。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役・取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
- ・ 内部監査室は、監査役との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
- ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は社外取締役1名を選任しており、取締役会において活発に発言し、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
- ・ リスク評価を全社的に実施し期限を定めて改善策の提示を求めたほか「コンプライアンス委員会」を開催し、賞罰委員会で処分された事例やホットライン通報受理の事例などについて報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹底を図りました。

- ・ 内部監査室において、各部門に対し、法令遵守やリスク評価の観点から第1次監査を実施し、指摘した事項について、第2次監査においてその改善状況を確認しています。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 株主総会議事録・取締役会議事録等重要情報のある文書等を保存・管理し、又、監査役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 今期は、食中毒事故に伴う「ヒラメの産地誤表記」事件が生じましたが、危機管理マニュアルに基づき「危機管理本部」を設置し、当社食材への影響を最小限に止めるよう会社挙げて対応しました。また、事件後「危機管理委員会」を開催し、事件の顛末について報告するとともに、今後の再発防止に向けて、危機管理に迅速に対応できる体制の確立を図りました。
 - ・ 災害リスクに対しては必要なマニュアル類を整備し、事態に備えた体制を構築しています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年18回開催し、月次の経営報告のほか、経営計画や新規出店等重要事項を決定しました。
 - ・ 監査役を含む役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施策の計画及び達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行っています。
- ⑤ 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 該当事項はありません。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は取締役会及び経営会議等に参加し、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してその職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
 - ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある重要事項については、監査役に報告しています。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施したほか、会計監査人とは四半期ごとに行う定期的なものを含め年5回の会合を開催し情報交換を行いました。
 - ・ 内部監査室は監査役と連絡を密にし、内部監査結果について報告し、意見交換しました。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 該当事項ありません。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年5月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,816,151	流 動 負 債	2,708,738
現金及び預金	5,098,389	買 掛 金	1,161,648
売 掛 金	114,862	短 期 借 入 金	150,000
原材料及び貯蔵品	181,660	リ ー ス 債 務	24,977
前 払 費 用	68,492	未 払 金	955,694
繰延税金資産	86,073	未 払 法 人 税 等	182,308
そ の 他	266,673	預 り 金	88,969
固 定 資 産	3,089,915	前 受 収 益	486
有 形 固 定 資 産	1,522,975	賞 与 引 当 金	111,600
建 物	1,077,729	株 主 優 待 引 当 金	33,053
構 築 物	86,940	固 定 負 債	593,694
車 両 運 搬 具	8,981	リ ー ス 債 務	20,736
工 具 器 具 備 品	236,917	資 産 除 去 債 務	204,258
土 地	71,907	長 期 未 払 金	359,700
リ ー ス 資 産	40,499	そ の 他	9,000
無 形 固 定 資 産	104,920	負 債 合 計	3,302,432
の れ ん	75,179	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	12,909	株 主 資 本	5,603,734
そ の 他	16,831	資 本 金	315,950
投資その他の資産	1,462,018	資 本 剰 余 金	236,829
投資有価証券	396	資 本 準 備 金	236,829
出 資 金	140	利 益 剰 余 金	5,797,367
長期前払費用	26,004	利 益 準 備 金	150
繰延税金資産	230,953	その他利益剰余金	5,797,217
敷金及び保証金	875,690	別 途 積 立 金	150
破産更生債権等	9,358	繰越利益剰余金	5,797,067
そ の 他	320,553	自 己 株 式	△746,413
貸倒引当金	△1,078	評価・換算差額等	△99
		その他有価証券評価差額金	△99
		純 資 産 合 計	5,603,634
資 産 合 計	8,906,067	負 債 純 資 産 合 計	8,906,067

損 益 計 算 書

（平成27年 5 月16日から
平成28年 5 月15日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		19,730,555
売 上 原 価		8,215,277
売 上 総 利 益		11,515,277
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,604,555
営 業 利 益		910,722
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,351	
受 取 配 当 金	10	
協 賛 金 収 入	21,585	
仕 入 割 引	6,313	
補 償 金 収 入	22,636	
そ の 他	14,002	68,899
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,769	
現 金 過 不 足	1,577	
そ の 他	553	4,900
経 常 利 益		974,721
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,486	1,486
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,866	
減 損 損 失	89,203	93,070
税 引 前 当 期 純 利 益		883,137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		376,796
法 人 税 等 調 整 額		△7,424
当 期 純 利 益		513,765

株主資本等変動計算書

(平成27年5月16日から
平成28年5月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成27年5月16日 残高	315,950	236,829	236,829	150	150	5,361,691	5,361,991	△787	5,913,983
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△78,388	△78,388		△78,388
当 期 純 利 益						513,765	513,765		513,765
自己株式の取得								△745,626	△745,626
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	435,376	435,376	△745,626	△310,249
平成28年5月15日 残高	315,950	236,829	236,829	150	150	5,797,067	5,797,367	△746,413	5,603,734

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年5月16日 残高	90	90	5,914,074
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△78,388
当 期 純 利 益			513,765
自己株式の取得			△745,626
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△190	△190	△190
事業年度中の変動額合計	△190	△190	△310,439
平成28年5月15日 残高	△99	△99	5,603,634

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,392,663千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

2,903,600株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

175,356株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年 8月5日	普通株式	78,388千円	27円	平成27年 5月15日	平成27年 8月6日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成28年8月4日開催予定の第39回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	81,847千円
・ 1株当たり配当額	30円
・ 基 準 日	平成28年5月15日
・ 効 力 発 生 日	平成28年8月5日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	(千円)
賞 与 引 当 金	34,251
未 払 事 業 税	16,568
法 定 福 利 費	17,906
未 払 事 業 所 税	4,300
減 価 償 却 超 過 額	29,382
長 期 未 払 金	109,562
減 損 損 失	50,215
資 産 除 去 債 務	62,290
そ の 他	18,067
繰 延 税 金 資 産 計	342,546

繰 延 税 金 負 債	
建 設 協 力 金	2,712
資 産 除 去 費 用	22,345
そ の 他	461
繰 延 税 金 負 債 計	25,519
繰延税金資産の純額	317,027

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	14,400千円
1 年超	98,760千円
合計	113,160千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

資金調達については、納税資金を短期借入金にて調達しており、それ以外は自己資金で賄う方針です。

売掛金に係る顧客の信用リスクについては、クレジットカード利用の売掛金に限定することでリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,098,389	5,098,389	—
(2) 売掛金	114,862	114,862	—
流動資産計	5,213,251	5,213,251	—
(3) 投資有価証券	396	396	—
(4) 敷金及び保証金	875,690	875,690	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(※)	9,358 △1,078		
計	8,280	8,280	—
固定資産計	884,367	884,367	—
資産計	6,097,619	6,097,619	—
(1) 買掛金	1,161,648	1,161,648	—
(2) 短期借入金	150,000	150,000	—
(3) 未払金	955,694	955,694	—
流動負債計	2,267,342	2,267,342	—
負債計	2,267,342	2,267,342	—

(※) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券、デリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式については取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金、(5) 破産更生債権等

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割引引いた現在価値により算定しております。また破産更生債権等については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額（千円）
出 資 金	140

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、上記の貸借対照表計上額、時価及び差額には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,053円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	182円96銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月24日

株 式 会 社 銚 子 丸
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 稲 垣 正 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の平成27年5月16日から平成28年5月15日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年5月16日から平成28年5月15日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 6 月27日

株式会社 銚子丸 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山	口	忠	則	Ⓔ
監査役（社外監査役）	中	嶋	克	久	Ⓔ
監査役（社外監査役）	守	屋	達	雄	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第39期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

なお、この場合の配当総額は、81,847,320円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年8月5日

第2号議案 取締役6名選任の件

当社の代表取締役であった堀地速男は、平成28年6月27日逝去により退任しております。つきましては、本総会の終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となりますので、6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	いし だ みつる 石 田 満 (昭和31年1月20日生)	昭和53年4月 亀有信用金庫入庫 平成7年12月 株式会社シチエ（現株式会社 ウェアハウス）入社 平成10年10月 オーケー株式会社入社 平成15年6月 同社取締役店舗運営本部長就任 平成18年5月 同社取締役管理本部長就任 平成22年8月 株式会社ウェアハウス入社 平成23年6月 同社代表取締役就任 平成26年1月 当社入社 平成26年2月 当社執行役員経営企画部長就任 平成26年8月 当社代表取締役社長就任（現任）	1,000株
2	ほり ち ひろ こ 堀 地 ヒロ子 (昭和22年9月21日生)	昭和52年11月 当社設立 専務取締役就任 平成元年3月 有限会社オール・エム設立 取締役就任（現任） 平成17年2月 当社専務取締役衛生管理部長 平成22年8月 当社代表取締役会長就任 平成26年8月 当社取締役会長就任（現任）	285,160株
3	ほり ち はじめ 堀 地 元 (昭和43年12月21日生)	平成4年4月 当社入社 平成12年1月 当社事業部長 平成16年1月 当社常務取締役就任（現任）	48,000株
4	もと むら きみ ひろ 本 村 公 弘 (昭和42年6月4日生)	平成2年4月 有限会社社長谷仁商店入社 平成12年11月 当社入社 平成19年12月 当社仕入部長 平成20年10月 当社商品部長 平成22年8月 当社執行役員商品部長就任 平成25年8月 当社取締役商品部長就任（現任）	1,300株

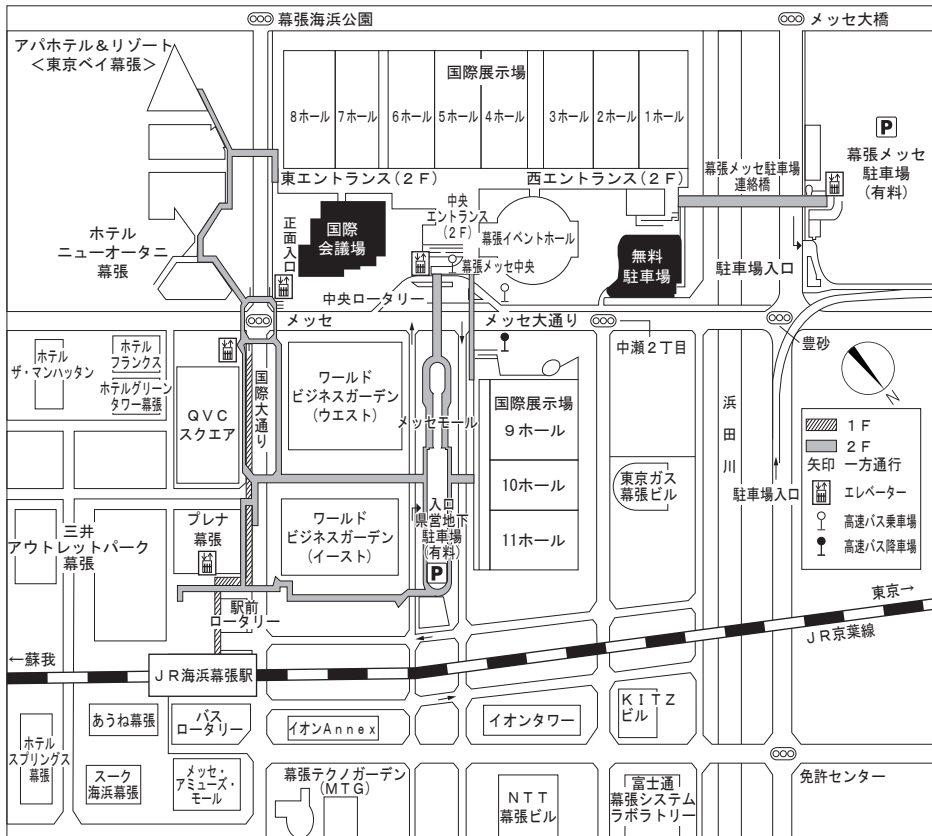
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	おおしま ゆきこ 大 島 有 紀 子 (昭和27年10月31日生)	昭和59年4月 千葉県弁護士会登録 平成元年4月 大島有紀子法律事務所開業 所長就任（現任） 平成6年6月 法務省人権擁護委員（現任） 平成26年8月 当社取締役就任（現任） 平成26年9月 大網白里市代表監査委員（現任） 平成27年5月 千葉県がんセンター倫理審査委員 会委員（現任）	一株
6	まつ ど えいぞう 松 戸 栄 三 (昭和31年2月20日生)	平成20年5月 当社営業部長 平成22年7月 当社店舗開発部長 平成23年2月 当社環境整備部長 平成26年8月 当社執行役員環境整備部長 平成27年8月 当社取締役環境整備部長就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島有紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大島有紀子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、このことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がると判断したためであります。
- また、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
- なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって2年であります。
4. 大島有紀子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。
- 同氏が取締役に選任された場合、上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
幕張メッセ 国際会議場 2階 コンベンションホールB
TEL (043) 296-0001 (代表)



交通

J R京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口下車徒歩約5分

(JR東京駅より約40分、西船橋駅より約12分)

J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約15分タウンセンターバス停下車徒歩約3分

【お願い】

ご来場に際しましては、無料駐車場に限りがございますので、極力公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。(無料駐車場は8：30より開場いたします。)